

各 部 (局) 長

新宿区副区長

寺 田 好 孝

鈴 木 昭 利

(公 印 省 略)

令和 6 年度予算の見積りについて (依命通達)

令和 6 年度は、第三次実行計画が始動する年である。今後の 4 年間は 現在の総合計画に掲げる目標を達成し、新たな施策の方向性を示す次期総合計画の礎を築く重要な期間となる。

このため、「暮らしやすさ 1 番の新宿」、「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、「賑わい都市・新宿の創造」の三つの重点施策と、これらを支える「健全な区財政の確立」、「好感度 1 番の区役所」の実現に向け、区の総力を挙げて対応していかなければならない。

4 年度決算は、特別区税や地方消費税交付金などの一般財源が増となり、実質単年度収支は 1 0 年連続の黒字となった。また、4 年度末の基金残高は過去最高の 6 9 1 億円となった。しかしながら、財政調整基金の残高は 3 8 6 億円で、区債残高と債務負担行為額を合わせた後年度負担額を上回っているのは 1 3 4 億円であるという点には留意が必要である。財政の弾力性を示す経常収支比率についても 8 0 . 4 % と、依然として適正水準を超えている。

また、区の歳入構造は、景気の動向に大きく左右されやすく、海外景気の下振れなどによる減収リスク、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意する必要がある。

区財政を取り巻く環境が引き続き予断を許さない状況にあって、区は少子高齢化を背景とした社会保障関連経費の増加、デジタル化や脱炭素化の推進、災害リスクへの備え、公共施設の老朽化に伴う更新・改修需要など山積する課題に着実に対応

していかなければならない。

このためには、財政対応力の涵養に努めるとともに、全ての事務事業について、実績や効果を有効性・効率性の観点から徹底的に検証し、デジタル化による業務改善・業務改革や公民連携の推進、公共施設マネジメントの強化などの視点に加え、優先順位を明確にして対応することが必要である。

したがって、令和6年度予算は「第三次実行計画を的確に始動させ、区民生活を支えるとともに、区政課題の解決に向け確かな歩みを進める予算」と位置づけ、第一に、社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、限られた財源を優先的に配分すること、第二に、行政評価に加えて徹底した状況分析を行った上で、デジタル技術等を活用して効果的・効率的な事業に再構築するなど、事務事業の更なる見直しを図ること、を基本として編成する。

よって、予算の見積もりにあたっては、下記の事項に留意のうえ、別に定める期日までに見積もりを提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 全ての事務事業について、その実績と成果を点検し、簡素化・効率化を図り、事業のあり方や実施体制などを検証し、その実績と成果を踏まえ、根本的に見直すこと。検証にあたっては、行政評価を踏まえるとともに、デジタル技術、公民連携等の活用による業務の効率化・省力化についても検討すること。

また、経費の見積りにあたっては、決算や執行状況などを十分に分析し、的確に見積もること。

- 2 実行計画事業については、計画策定の趣旨を踏まえ、最小の経費で事業目標を達成するよう、適切な見積りを行うこと。

- 3 新規・拡充事業については、事業の必要性を厳しく見極めるとともに、既定事業の見直しや過去の決算状況を分析し不用額の徹底的な精査を基本とし、財源の有効活用に努めること。

また、新規事業については、期限を設定することとし、既定事業についても、目的やその効果を踏まえ事業の終期を明記すること。

- 4 新型コロナウイルス感染症関連経費については、感染症法上の5類に位置づけられたことに伴い、感染予防対策として必要最小限の経費とし、財源も含めて精査すること。
- 5 委託・工事請負契約等（指定管理協定含む）については、新宿区公契約条例の趣旨を踏まえ、別途定める依頼に基づき、適正な価格で的確に見積もること。
- 6 施設整備等については、原則として、公共施設等総合管理計画及び中長期修繕計画に基づき、必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行うとともに、良好な景観の形成や地球温暖化対策についても留意し、関係部課との調整を図った上で、所要の額を見積もること。
特に、工事費積算については、適正な見積りを行うとともに、手法や仕様の見直しなどの特段の精査を行うこと。
なお、施設建設費に併せて、完成後の維持管理経費を算定し、後年度負担が最も少なくなるよう考慮すること。
- 7 区出資の財団等については、団体の自主性と自立性を高め、収入の確保及び事業の効率化を図るなど経営努力をより一層促すとともに、外郭団体調書を活用し、事業計画を十分精査の上、補助及び委託の内容、方法等を見直し、所要の経費を見積もること。
- 8 施設の管理費については、指定管理料積算調書を活用し、引き続き施設管理契約の仕様等委託内容の見直しを行うとともに、指定管理者事業評価の結果を踏まえ、的確な管理運営費を見積もること。
- 9 国及び都補助事業については、その予算編成の動向に留意し、確実な財源確保に努めるとともに、よりの確な経費を見積もること。
- 10 区単独の事業補助金については、原則として、新たな創設は行わないこと。また、行政評価の状況を踏まえ、別に定める基準により適切な見積りを行うこと。
- 11 「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、環境に配慮した電力調達の推進や、建築物における省エネルギー対策等の徹底を図ること。
- 12 情報システム関係経費については、区民サービスの向上及び事務事業の簡素効率化の観点から、自治体情報システムの標準化・共通化の導入に併せて、現在進展している新たなデジタル技術についても積極的な活用を検討すること。

13 事務事業の見直しにより、定型的業務や専門的業務の委託等、民間活力の積極的な導入を進め、職員定数や経費を的確に見積もること。

14 内部管理経費については、決算実績に基づき、徹底した削減に努めること。

15 受益者負担の適正化を含め、財源の的確な捕そくを行い、収入増加に努めること。

また、区税及び保険料等収入については、増収計画等に基づき引き続き徴収努力を行い、収入の確保に努めること。

16 限られた財源の戦略的、重点的な配分を促進する観点から、別に定める「令和6年度予算編成手法について」に基づき、見積りを作成すること。

17 経費については、次に定めるところにより見積もること。

(1) 一次経費

ア 人件費、公債費 別に定める基準により、所要額を見積もること。

イ 指定管理料を計上する事業、外郭団体への補助金を計上する事業

指定管理料積算調書、外郭団体調書等を活用し、決算実績等を踏まえ、所要額を見積もること。

ウ その他の経費 一般財源充当日途額の範囲内で所要額を見積もること。

(2) 二次経費

ア 計画事業 計画事業内示額を上限として、所要額を見積もること。

イ 設備整備等 時期・必要性を厳しく見極め、的確に所要額を見積もること。

(3) 下記経費については、特に目的・必要性・規模等を厳しく精査した上で見積もること。

ア 事務管理経費

旅費（近接地内・近接地外・費用弁償）、需用費（消耗品費・印刷製本費・修繕費）、役務費（郵便料・電信料）、使用料及び賃借料、備品購入費

イ その他

報酬、時間外勤務手当、報償費（講師謝礼）、役務費（施設管理役務費・その他役務費）、委託料（施設管理委託料・その他委託料）、工事請負費（維持修繕工事費）